

こくちーず・こくちーずプロ 広告サービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ライブアウト（以下「当社」という。）が運営するWEBサイト「こくちーず」「こくちーずプロ」を利用するアドコンテンツ、プロモーションサービス、バナー広告、メール広告（以下、あわせて「本サービス」という。）の利用に関して基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する語句の定義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）「利用者」とは、本規約及び次号に規定するサービス資料に同意の上、第3条に定める手続きにより、当社と本サービスの利用に関する契約を締結する者をいう。
- （2）「サービス資料」とは、本サービスの詳細条件を定めたものをいう。
- （3）「広告掲載基準」とは、本サービスにおける掲載の可否基準を定めたものをいう。

第3条（サービス利用の申込み及び契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する場合には、本規約及びサービス資料に同意の上、所定の申込書により申込みものとする。

2. 当社は、前項の申込み内容を審査し、これを承諾した場合に当社との間で本サービス利用に関する契約（以下「利用契約」という。）が成立する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場

合には、申込みを承諾しないことがある。

- （1）利用者が、過去に利用料等の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合
- （2）本サービス申込みの書類等に虚偽の事実を記入又は入力した場合
- （3）本サービスの提供にあたり支障があると当社が合理的に判断した場合

3. 当社は、前項の審査の結果、申込みを承諾しない場合には、その旨を申込み

時に指定された電子メールアドレス宛に通知するものとする。

第4条（利用料及び支払い方法）

1. 利用者は、サービス資料に基づき定められた本サービス利用の利用料を、当社に対して支払うものとする。
2. 利用者は、前項に定める利用料を、所定の申込書において当社が指定する期日までに支払うものとする。支払期日の指定が無い場合は、広告掲載等の実施期間の最終日が属する月の翌月末日を利用料の支払期日とする。
3. 前項に定める利用料の支払は、当社が指定する銀行口座に、利用料に消費税および地方消費税を加えた額を利用者が振り込むことによって行うものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

第5条（支払遅延の効果）

1. 利用者が広告掲載等にかかる当社に対する金銭債務の履行を遅滞した場合、当社は、利用契約および遅滞のあった時点で成立している他の利用契約に基づくすべての義務の履行を利用者による支払がなされるまで中止できるものとする。この場合、当社は、当該履行の中止に関し、損害賠償その他の責任を負わないものとする。
2. 前項に規定する場合、利用者は、当社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第6条（競合調整）

当社は、利用者と別途合意した場合を除き、本サービスに関して、競合調整（本サービスの対象の商品またはサービスと類似する商品またはサービスに関する他の広告が同一時期に掲載されないこと等を目的として掲載時期等の調整を行うことをいう。）を一切行わないものとする。

第7条（知的財産権の帰属）

1. 本サービスにかかる広告ページ、記事、写真、画像等の著作権は、当社に帰属するものとする。ただし、広告素材等で、利用者が制作し当社に提供した場合で、利用者に著作権が帰属するものについては、当社は広告掲載業務の履行に必要な範囲でのみこれを複製、編集、自動公衆送信することができるものとし、利用者は、あらかじめこれらを承諾する。

2. 利用者が、広告素材を当社に提供する場合には、利用者は当社に対して、当該素材の使用が第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権及びその他一切の権利を侵害するものでないことを保証する。

3. 前項の定めにかかわらず、当社による広告素材の使用が第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利を侵害したという理由で、当社が第三者から請求を受けた場合には、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる迷惑も及ぼさず、当社が被った損害を補償する。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合にはこの限りでない。

4. 広告素材の著作権の帰属を問わず、その二次的著作物である広告ページ又は記事に当社の著作権が発生する場合には、利用者は、当該広告ページや記事を、当社の事前の書面による許諾なしに使用してはならない。

第8条（規約及びサービス資料の改定）

1. 当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく本規約及びサービス資料を改定する可能性があるものとし、本規約及びサービス資料の改定にあたっては、当社はその内容を当社ホームページへの掲載又はその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

2. 改定後の本規約及びサービス資料は、前項の掲載又は通知した時点で変更後の規約及びサービス資料が適用されるものとし、当社と利用者との間のすべての関係に適用されるものとする。

第9条（権利義務の譲渡等の禁止）

1. 利用者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なしに、利用契約上のい

かなる権利又は義務も譲渡し、移転し、又は担保に供することはできない。

第10条（機密情報の保持）

当社及び利用者は、利用契約に関連して、媒体及び手段を問わず知りえた、相手方の財政状態・経営成績に関する情報、また事業に関する計画・戦略・取引先情報、システム構成・戦略に関する情報等、技術上、営業上、その他業務上における一切の知識及び情報（以下「機密情報」という。）を、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本条にいう機密情報には該当しない。

- （1）相手方から開示を受けた時点で開示を受けた者が既知であった情報
- （2）相手方から開示を受けた時点で既に公知・公用であった情報
- （3）相手方から開示を受けた後、開示を受けた者の責によらず公知・公用となった情報
- （4）相手方から開示を受けた後、開示を受けた者が正当な権利を持つ第三者より適法に入手した情報
- （5）相手方から開示された情報とは無関係に独自で開発・創作した情報

第11条（保証、責任）

1. 利用者は、当社に対し、利用者が制作する広告の内容（リンク先が含まれている場合には、そのリンク先以下の情報を含む）が次の各号のいずれにも該当することを保証する。

- （1）法律、命令及び条例等法令に違反しないこと。
- （2）第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- （3）第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権等の人格的権利を侵害しないこと。

2. 利用者は、掲載される広告の内容（リンク先が含まれている場合には、そのリンク先以下の情報を含む）に関し、第三者から、権利の主張、異議、苦情又は損害賠償請求等、何らかの請求が行われた場合には、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は、一切の責任を負わない。

3. 広告掲載基準に基づく当社の全ての判断は、広告の内容（リンク先が含まれ

ている場合には、そのリンク先以下の情報を含む)が本条第1項の各号に違反しないことを保証するものではない。

第12条 (取消及び条件の変更)

1. 利用者は、利用契約成立後は、いかなる理由があっても、取消又は条件の変更等を行うことはできないものとする。ただし、合理的な理由がある等、当社が書面にて認めた場合は、この限りでない。

2. 当社は、利用契約成立後であっても、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利用契約を取消することができる。この場合において、利用者は、当社に対し、第4条に定める利用料を支払わなければならないものとし、かつ当社は、本項に基づく利用契約の取消により利用者が被った損害について一切責任を負わないものとする。

(1) 許認可を必要とする事業において、申込をした時点で許認可を得ていない場合、又は過去に許認可の取消等の処分を受けたことがある場合

(2) 申込の際の申告事項に、虚偽の記載があった場合

(3) 本サービスの利用料の支払いを怠っている場合、又は過去に支払いを怠ったことがある場合

(4) 利用者から提出された広告素材等及び利用者が制作する広告の内容(リンク先が含まれている場合には、そのリンク先以下の情報を含む)が広告掲載基準を満たしていない等、当社の責によらず本サービスを提供できない場合

3. 当社は、本サービス利用期間中であっても、前条の定めに違反した場合、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、直ちに本サービスの提供を中止することができる。この場合において、当社は、料金の返金等を行わず、かつ本項に基づく本サービス提供の中止により利用者が被った損害について一切責の任を負わない。

第13条 (損害賠償)

利用者及び当社は、本規約の全部又は一部に違反し相手方に損害を与えた場合には、当該損害について賠償する責を負う。

第14条（利用契約解除）

1. 利用者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して何らの通知及び催告なしに、直ちに利用契約の全部又は一部につき履行を停止し、又は契約を解除することができる。

（1）相手方が、本規約に基づく債務を履行せず、30日の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に債務の履行をしないとき。

（2）差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始若しくはその他の法的倒産処理手続開始の申立がなされたとき。

（3）事業の全部又は重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき。

（4）主要な株主又は経営陣の変更がなされ、相手方が利用契約を継続することを不相当と判断したとき。

（5）自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。

（6）競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。

（7）監督官庁から営業停止又は営業許可若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

（8）資本の減少、営業の廃止、休止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。

（9）前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（10）公序良俗その他社会一般の法規に抵触する事態にある、又はそのおそれがあると判断されるとき。

2. 利用者又は当社が、前項の各号のいずれかに該当する場合には、該当者の相手方に対するすべての債務は、当然に期限の利益を失い、該当者は直ちに債務全額を相手方に支払わなければならない。

3. 前々項の場合において、相手方に損害が生じた場合には、これを賠償しなければならない。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 当社又は利用者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

4. 当社及び利用者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

第16条（免責）

1. 当社は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断できるものとする。この場合において、当社は、中断により利用者が被った損害について一切責任を負わないものとする。

（1）サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合

（2）天災地変及び火事、停電等事故の発生によりサービスの提供ができなくなった場合

（3）戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合

（4）その他、運用上又は技術上当社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 当社は、売上の増加等、本サービスの利用による効果について保証するものではない。

3. 当社は、運営上の必要に応じ、事前通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとする。

4. 理由の如何を問わず、本サービスに関連して当社が利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当該損害賠償責任に基づく賠償額は、損害が発生した本サービス利用の利用料を上限とする。

第17条（準拠法）

利用契約に基づき生じる本規約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し解釈されるものとする。

第18条（管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（別途協議）

本規約に定めのない事項、又は本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、利用者、及び当社は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

株式会社ライブアウト
2017年6月1日制定